資料３

＜新体制＞

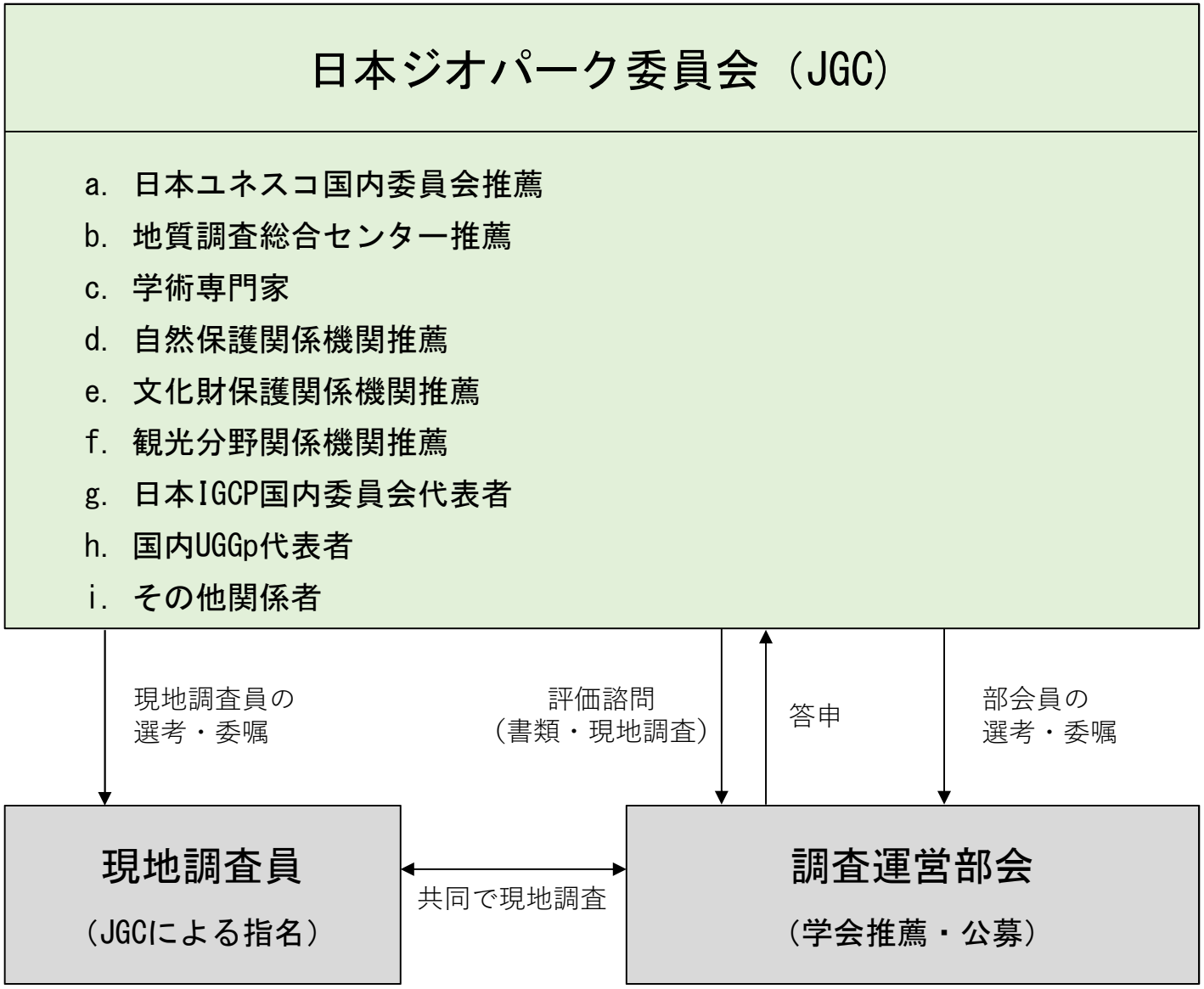
日本ジオパーク委員会（JGC）
a. 日本ユネスコ国内委員会推薦
b. 地質調査総合センター推薦
c. 学術専門家
d. 自然保護関係機関推薦
e. 文化財保護関係機関推薦
f. 観光分野関係機関推薦
g. 日本IGCP国内委員会代表者
h. 国内UGGp代表者
i. その他関係者
現地調査員の
選考・委嘱
評価諮問
（書類・現地調査）
答申
部会員の
選考・委嘱
現地調査員
（JGCによる指名）
共同で現地調査
調査運営部会
（学会推薦・公募）

＜現体制＞

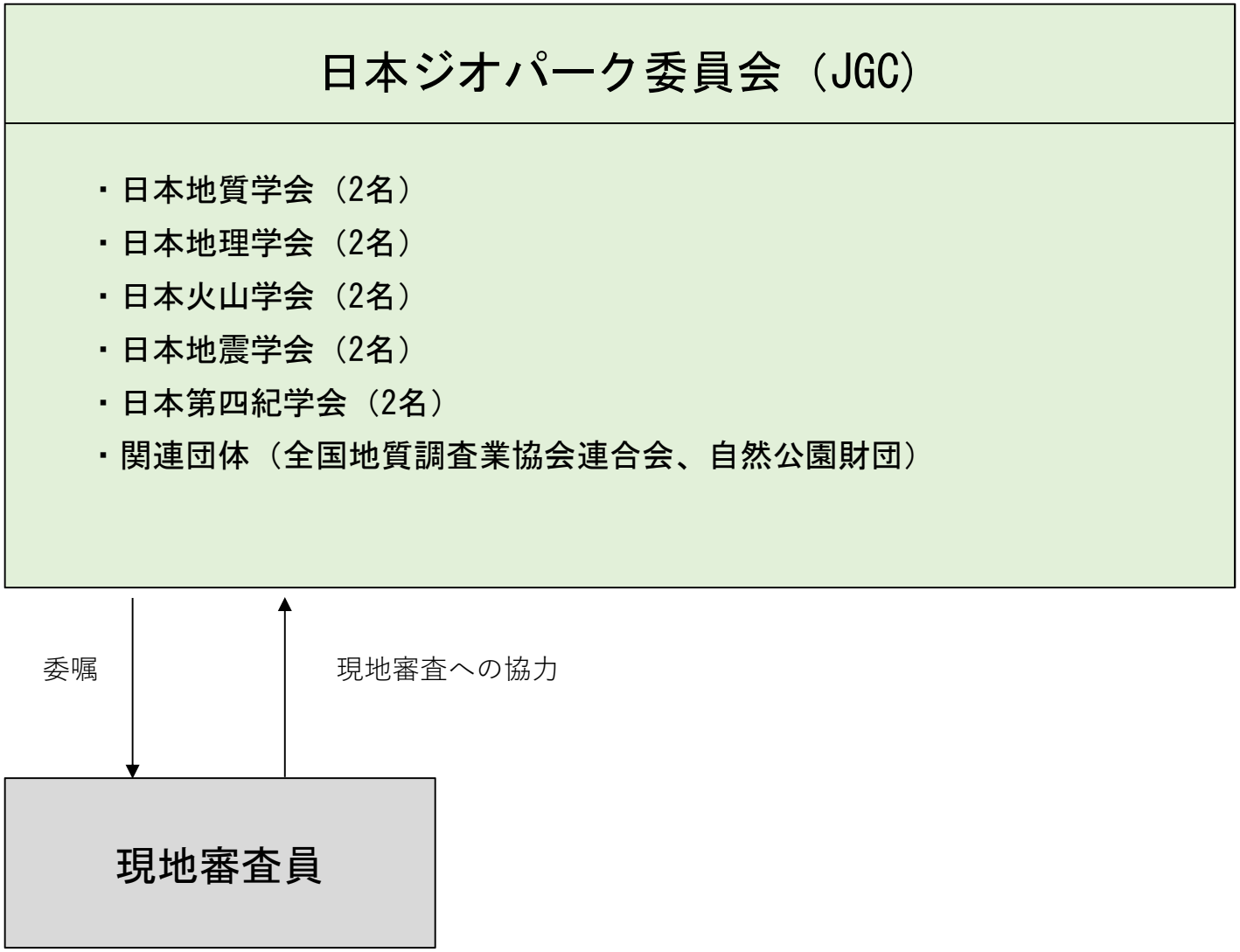
日本ジオパーク委員会（JGC）
・日本地質学会（2名）
・日本地理学会（2名）
・日本火山学会（2名）
・日本地震学会（2名）
・日本第四紀学会（2名）
・関連団体（全国地質調査業協会連合会、自然公園財団）
委嘱
現地審査への協力
現地審査員

日本ジオパーク委員会名簿（任期 2016.4.1～2018.3.31）

＜委員長＞

尾池 和夫　京都造形芸術大学学長（日本地震学会）

＜副委員長＞

中田 節也　東京大学地震研究所教授（日本火山学会）

＜委員＞五十音順

浅野 眞希　筑波大学生命環境系助教（日本第四紀学会）
阿部 宗広　自然公園財団専務理事（関係団体）
大野 希一　島原半島ジオパーク事務局専門員（日本火山学会）
菊地 俊夫　首都大学東京都市環境科学研究科教授（日本地理学会）
佃　 栄吉　産業技術総合研究所特別顧問（日本地質学会）
中川 和之　時事通信社解説委員（日本地震学会）
成田　 賢　全国地質調査業協会連合会会長（関係団体）
橋詰　 潤　明治大学研究・知財戦略機構特任准教授（日本第四紀学会）
平田 大二　神奈川県立生命の星・地球博物館館長（日本地質学会）
宮原 育子　宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授（日本地理学会）

日本ジオパーク委員会会則

（名称）

第１条　本委員会は、日本ジオパーク委員会（Japan Geopark Committee：JGC、以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　委員会は、ユネスコ世界ジオパークの推薦ならびに日本ジオパークの認定に関する審査を行い、ジオパーク活動を通じて持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（責務）

第３条　委員会は、ユネスコ憲章及びユネスコ国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme：IGGP）の定める定款（Statutes of the International Geoscience and Geoparks Programme）及びガイドライン（Operational Guidelines for UNESCO Global Geoparks）の理念に則り、公正中立かつ自律した審査を行う責務を負う。

（事業）

第４条　委員会は、第２条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

一　ユネスコ世界ジオパークの登録審査に関すること

二　日本ジオパークの認定審査に関すること

三　日本におけるジオパーク活動に対する評価及び提言に関すること

（組織）

第５条　委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

一　日本ユネスコ国内委員会により推薦された者

二　地質調査総合センターより推薦された者

三　学術専門家

四　自然保護関係機関より推薦された者

五　文化財保護関係機関より推薦された者

六　観光分野関係機関より推薦された者

七　日本 IGCP 国内委員会代表者

八　日本国内のユネスコ世界ジオパークの代表者

九　その他関係者

２　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

（開催及び議決）
第７条　委員会は、委員長が適宜招集し、委員長がその議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、委員会の議決が書面又は電磁的方法により可能と認める場合は、前２項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法により委員総数の過半数以上の可決をもって委員会の議決に代えることができる。
５　委員長は、必要があると認めた場合は委員会に属する委員以外の者を委員会に出席させ、関係事項について助言及び説明を求めることができる。
（部会の設置等）
第８条　委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
２　部会は、ジオパーク活動に関する個別の事項を調査検討し、その結果を委員会に報告する。
３　部会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。
（会計年度）
第９条　委員会の会計年度は、毎年５月１日に始まり、翌年４月 30 日に終わる。
（経費）
第 10 条　委員会の経費は、審査負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
２　委員会の経理事務に関しては、委員長が別に定める。
（事務）
第 11 条　委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　委員会の事務局は、委員長が委員会に諮って決定する。
（情報公開）
第 12 条　委員長は、委員会の会議の結果を適宜公開する。
（変更）
第 13 条　この会則の変更は、委員長が委員会に諮って決定する。
（雑則）
第 14 条　この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附　則
この会則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
（2017 年 12 月 22 日　一部改正）

日本ジオパーク委員会調査運営部会設置規程

（目的）

第１条　この規程は、日本ジオパーク委員会会則（以下「会則」という。）第８条の規定に基づき調査運営部会（以下「部会」という。）を設置し、日本ジオパーク委員会（以下「委員会」という。）の審査業務遂行のため適切な調査運営を行うことを目的とする。

（組織）

第２条　部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が選考し、日本ジオパーク委員会委員長（以下「委員長」という。）が委嘱する。

一　ジオパーク支援組織を有する学会から推薦された者

二　公募に応じて申し出のあった者

三　委員会が前条の目的のために特に必要と認めた者

２　部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

３　部会長は、部会の会務を総理する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第３条　部会員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても部会員を解任することができる。

（開催及び議決）

第４条　部会は、部会長が適宜招集し、部会長がその議長となる。

２　部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

３　部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　部会長は、部会の議決が書面又は電磁的方法により可能と認める場合は、前２項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法により部会員総数の過半数以上の可決をもって部会の議決に代えることができる。

５　部会長は、必要があると認めた場合は部会に属する部会員以外の者を部会に出席させ、関係事項について助言及び説明を求めることができる。

６　部会長は、部会における審議状況及び審議結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

（所掌）

第５条　部会は第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

一　委員会からの諮問に基づく現地調査及び評価

二　前号のほか委員会の審査に必要となる事項

（現地調査員）

第６条　前号に規定する現地調査にあたっては、委員会が別に選任する現地調査員とともにこれを実施する。

（経費）
第７条　部会の経費は、委員会の経費に準じて処理する。
（事務）
第８条　部会の事務は、委員会の事務局がこれを行う。
（情報公開）
第９条　部会の審議内容等は、委員会の審査結果が公開されるまで非公開とする。
（変更）
第 10 条　この規程の変更は、委員長が委員会に諮って決定する。
（雑則）
第 11 条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って決定する。

附　則
この規程は、2017 年 12 月 22 日から施行する。

２７ユ国統第１４号
平成２８年1月２５日

日本ジオパーク委員会
委員長　尾池　和夫　殿

日本ユネスコ国内委員会会長
安西　祐一郎

ユネスコ世界ジオパーク作業指針に基づくナショナル・コミッティの認証及び我が国におけるユネスコ世界ジオパーク事業の登録審査業務に関する認証について（通知）

日本ユネスコ国内委員会は、第３８回ユネスコ総会決議により採決されたユネスコ世界ジオパーク作業指針４．４に基づき、日本ジオパーク委員会を、我が国におけるナショナル・コミッティとして認証するとともに、我が国におけるユネスコ世界ジオパーク事業における登録審査業務に関する権限ある機関として、認証します。

上記の認証に当たり、日本ジオパーク委員会は、以下の留意事項を遵守するものとするとともに、日本ユネスコ国内委員会は、必要と認める場合、日本ジオパーク委員会の登録審査その他の業務について、日本ジオパーク委員会に対し、報告又は改善を求めることができるものとします。また、この場合において、必要な報告及び改善が認められないときは、日本ユネスコ国内委員会は、必要な措置をとった上で、認証を取り消すことがあり得る旨、申し添えます。

記

１．日本ジオパーク委員会は、ユネスコ世界ジオパーク作業指針に基づき、次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）推薦地域の募集方法についての審議
（２）推薦地域の選考基準の策定
（３）推薦地域の選定
（４）登録審査に係る調査
（５）その他登録審査に係る必要な事項

２．日本ジオパーク委員会は、１に定める事業を実施するに当たり、常にユネスコ世界ジオパーク作業指針を遵守するよう、細心の注意を払うこと。

３．日本ジオパーク委員会は、１（３）に基づき推薦地域を選定した場合は、直ちに国内委員会に報告するものとすること。

４．日本ユネスコ国内委員会は、３により報告のあった推薦地域について、国内委員会として承認の上、ユネスコ本部に提出するに当たり、必要と認める場合、推薦地域の選定にかかる事項について、日本ジオパーク委員会に対し説明を求めることがあること。

５．日本ジオパーク委員会は、必要と認める場合、日本ユネスコ国内委員会に対し、１に基づく事業の実施について、適切に日本ユネスコ国内委員会に助言等を求めるものとすること。

６．本認証は、別途の定めがない限り、日本ユネスコ国内委員会及び文部科学省が、日本ジオパーク委員会の登録審査業務その他運営に関して財政上その他の支援を講じるものと解してはならないこと。